

2013年6月14日

ひたちなか市教育長
木下 正善 殿

「警察・学校連絡制度」に関する申し入れ

日本共産党ひたちなか市
議会議員 山形 由美子

本年5月28日、県警察本部と県教育委員会が「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度に係る協定書」に調印して以降、警察と学校との相互連絡制度の協定を結ぶ動きが広がっています。協定書によれば、逮捕事案、く犯事案、児童・生徒の非行や被害に係る事案が連絡対象とされています。少年法に触れるような事案は別として、く犯や非行までも相互に通報しあうことは教育的視点、個人情報保護の観点からみて重大な問題をはらんでいます。

そもそも学校は、教育や学習を通じて子どもの全人格的な発達を促す場であり、子どもを監視したり、取り締まるための場ではありません。児童・生徒は、義務教育の過程で反抗期や思春期などを経験して成長していきます。本制度は、定義のあいまいな「不良行為」などについても相互連絡の対象とされており、子どもと家庭、学校間の信頼関係を損ね、子どもたちを追いつめて健全な発達を阻害する可能性があると考えます。

何よりも、本制度については、教職員はもとより児童・生徒や保護者にもほとんど知られていません。学校関係者の合意もないまま「警察・学校連絡制度」の協定を締結すべきではありません。

また、本制度の採用は、児童・生徒とその家族の個人情報保護の観点から見ても問題です。個人情報保護条例は、個人情報の本人収集、目的外利用、外部提供について厳しく制限を設けています。条例の実施機関である学校が保有する個人情報が、本人が知らないところで警察とやりとりされることは、条例の制限を逸脱することになります。

警察と学校は、これまでも相互に情報交換もふくめて協力してきましたが、警察・学校相互連絡制度には以上述べてきたような重大な問題があり、協定を締結しないよう、強く要望いたします。

以上